

# 潟上市地方就職都内学生支援金交付要綱

令和7年7月1日

告示第203号

改正 令和8年4月1日告示第126号

(趣旨)

第1条 市は、新秋田元気創造プラン（秋田県デジタル田園都市国家構想総合戦略）及び潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県で条件不利地域を除く地域をいう。以下同じ。）の大学又は大学院を卒業した学生の市内への移住を伴う県内就職を支援するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う第2期秋田県移住・就業支援事業（以下「県移住・就業支援事業」という。）において、東京圏内の大学又は大学院に入学後、自らの秋田県への就職に向けたインターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接等に係る経費（以下「就職活動費」という。）及び移住に係る経費（以下「移転費」という。）として、市に移住する者又は移住見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において潟上市地方就職都内学生支援金（以下「助成金」という。）を交付することとする。

2 助成金の交付については、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、申請時において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件

(ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上。ただし、大学院の場合は2年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

- (ア) 本市に移住していること。ただし、就職活動費については、秋田県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- (イ) 助成金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- (ウ) 助成金の申請日から1年以上、継続して市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動費を申請する場合は、卒業後に次号の要件を満たす企業等に就職し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、市内に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理に関する難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他県又は本市が助成金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 就業先に関する要件

- (ア) 勤務地が秋田県内に所在する企業等に前号ア（ア）の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁等（第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除く。ただし、第三セクターのう

ち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人から就職活動費・移転費が支給されている場合は対象外とする。)ではないこと。

(オ) 国家公務員ではないこと。

イ 就業条件等に関する要件

(ア) 原則、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、在学中に就職活動費を申請する場合は、週 20 時間の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。ただし、在学中に就職活動費を申請する場合は、移住先地域を中心とした勤務を基本とする者として採用される予定であること。

(ウ) 東京圏(条件不利地域を除く。)への勤務を前提としない採用であること。ただし、在学中に就職活動費を申請する場合は、東京圏(条件不利地域を除く。)への勤務を前提としない者として採用される予定であること。

(助成金の対象経費)

第 3 条 助成金の交付の対象となる就職活動費は、秋田県内を勤務地とする事業所への就業を目的とした企業の採用試験に当たり、申請者の住所地から企業が開催する採用試験の会場までの往復の移動に要した交通費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、卒業年度に実施される採用試験であって、当該年度に採用の内定を受けたものに係る交通費に限るものとする。

(1) 鉄道料金

(2) 航空運賃

(3) 高速バス料金

(4) 船賃(車両を輸送した場合の船賃は除く。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める公共交通機関による移動に係る経費

2 助成金の交付の対象となる移転費は、東京圏内の居住地から潟上市に居を移す際に係る家財等の運送費用のうち、転入日の 1 か月前から交付申請日までに要した費用とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

(1) 自家用車及びレンタカーで家財等を運送した費用(高速道路料金、ガソリン代、レンタカー賃借料を含む。)

- (2) 自家用車、オートバイ等の運搬費
  - (3) 荷造、荷解に係る費用
  - (4) 工事、設置等に係る費用
  - (5) 家具、家電等の購入費及びレンタル料
  - (6) 修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）
  - (7) 不要品、不用品、粗大ごみ回収費用
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費
- (助成金の金額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とし、助成回数はそれぞれ1回とする。

- (1) 就職活動費 前条第1項に規定する補助対象経費の2分の1の額とし、上限を17,220円とする。
- (2) 移転費 前条第2項に規定する補助対象経費の10分の10の額とし、上限を108,000円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、潟上市地方就職都内学生支援金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 提出が必要な書類
  - ア 写真付き身分証明書
  - イ 就業証明書（様式第2号）
  - ウ 卒業・修了証明書
  - エ 就職活動費及び移転費の対象経費に係る領収書の写し
  - オ 住民票の写し
  - カ 振込先通帳の写し
  - キ その他市長が特に必要と認める書類
- (2) 在学中に就職活動費を申請する場合に提出が必要な書類
  - ア 内定証明書（様式第3号）
  - イ 在学証明書又は卒業・修了見込証明書（在学期間および卒業年度、卒業見込であることの確認が取れるもの）

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査

して交付の可否を決定し、潟上市地方就職都内学生支援金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。審査の結果支援金の交付が不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（助成金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出による請求に基づき助成金の交付を行うものとする。

（是正のための措置）

第8条 市は、地方就職都内学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認する必要があると認めるときは、秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（助成金の返還）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他やむを得ない事情があると市が認める場合は、この限りではない。

（1）虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

（2）在学中に就職活動費を申請する場合であって、申請日から1年以内に要件を満たす職への就業を行わなかった場合

（3）在学中に就職活動費を申請する場合であって、申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合

（4）就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から起算して3か月以内に第2条第1項第2号の要件を満たす企業に就業する場合を除く。

（5）本市へ転入した日から1年以内に市外へ転出した場合

（雑則）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。